

人口減少時代における社会経済の変化とその対応¹

高橋 真²・箭内 任³・渡邊千恵子⁴・栗原由紀子⁵・張 涛⁶

Socioeconomic Changes and Adjustment in the Era of Decreasing Population

Shin Takahashi, Makoto Yanai, Chieko Watanabe,

Yukiko Kuribara, Tao Zhang

人口増加から人口減少へと現実の社会が転換する中で、人口減少をどのように捉えるか、そして人口減少という新たな局面に対してどのような取り組みが可能なのかについての社会科学諸分野による研究である。人口減少時代には、人口増加とは異なる新たな価値観が求められるとともに、それは社会に対する個人の哲学的位置づけや公共性に対する考え方に影響する。また、人口減少時代は高齢者に対する従来の社会福祉の施策の変更を求め、また高齢者資産を保護するさまざまな方法、さらには企業行動の新たな展開を促すことになる。

キーワード：制度の変化 公共的生権力 共助
高齢者の経済的自立・自衛・自助 サービス・ドミナント・ロジック

はじめに

現在進行しつつある大きな社会現象として人口減少をあげることができる。人口増加の過程で生活してきたわれわれの社会にとって、人口減少はまさに未経験な事象と言える。そこで、本稿では、人口減少をひとつの社会現象として捉え、人口減少という人口動態の変化をどのように受け止めるか、そして人口減少に対してどのような試みが可能なのかについて、経済学、哲学、社会学、法学、経営学の各分野から考察（アプローチ）を加え、共同研究の成果として整理した。

はじめに、第1章と第2章では、人口減少をどのような観点から捉えることができるのか、あるいはどのような観点から捉えるべきなのか、について論じている。第1章は、人口減少という変化に対して従来の価値基準とは異なる新たな基準が設定されることの必要性が制度経済学の観点から示され、第2章では、人口減少に関する新たな哲学的な認識基準が示される。

第3章から第5章は、人口減少に伴う高齢化に対する個別具体的な試みと人口減少の下での

2014年9月10日受理

¹ 本稿は、尚絅学院大学総合人間科学研究所2012 - 2013年度の共同研究費助成の成果である。

² 現代社会学科教授

³ 人間心理学科准教授

⁴ 生活環境学科教授

⁵ 現代社会学科准教授

⁶ 現代社会学科准教授

新たな企業展開が論じられている。第 3 章は、人口減少のもう一つの側面である人口の高齢化に向き合う社会的な取り組みの方向性が示される。第 4 章では、高齢者の生活維持の観点から、居住資産活用について詳述されている。第 5 章では、人口減少時代の新たな企業ビジネスの展開が論じられている。

本稿は、前述したように社会科学諸分野の共同研究の成果である。そのため、以下の各章は、それぞれの共同研究者の分担執筆の形をとっている。

第 1 章 人口減少と制度経済学（高橋）

1 人口増加と経済学の制度化

これまでの人口減少に関する研究としては、1) 人口減少によって生じる需要の減少と労働力不足による経済成長の鈍化を少なくし、マクロ経済的な成果をいかに達成するか、2) 人口減少による負担と給付のアンバランスを解消しつつ、年金・医療・介護等の社会保障をどのように維持するか、3) 歳入不足を回避し、財政規模をいかに維持・確保するか、4) 地域経済社会の衰退をいかに食い止め、地域経済社会の活性化を模索する、といった内容のものが多く見受けられる。これらの研究の多くは、いずれも人口減少をマイナスの要素として捉え、そのマイナスの要素をいかにして取り除き、軽減するか、そして一定の経済的社会的成果を維持・確保するか、ということにその主眼が置かれているように見受けられる。⁷

これらの研究は、明示的にしろ、暗示的にしろ、人口の増加があたかも自然的状態であり正常な状態であること、そして人口減少は特殊な状態であるという認識を有しており、人口動態の変化に対して、どのような対処策が必要とされるか（人口の増加策も含めて）という観点からの議論とみてとることができる。

さて、経済学が一つの学問として確立し標準化がなされる過程で、すなわち経済学の制度化の過程で、人口は増加していくものという考え方が定着し、それが暗黙の理論前提になってきたとえている。トーマス・R・マルサスは、食糧生産と人口増加の関係について、食糧は算術級数的に増加するのに対して、人口は幾何級数的に増加する。そのため、将来的には人口の増加が食糧生産の増加を上回り、食糧不足と飢餓が社会問題化すると考えた（絶対的過剰人口論）。このことは、その後の経済学を「陰鬱な科学」として定着させるのに役立つことになった。もちろん、医療技術の発達や食糧の増産技術の向上によって、マルサスによって危惧された飢餓などの問題が深刻化しなかったのは、歴史の示す事実である。

人口の増加は、自然の状態であると同時に、経済の成長にとって、また経済社会の発展にとっても好ましい状態として認識されてきたし、経済学はその意味で人口の減少をその理論前提から暗黙のうちに排除してきたともいえる。

2 人口減少に対する制度経済学の観点

前述したように、一般には、人口の増加は経済成長を含めプラスの経済成果が期待できるのに対して、人口の減少は、マイナスの経済成果をもたらすものとみなされている。

⁷ 津谷典子・樋口美雄編『人口減少と日本経済』日本経済新聞出版社 2009 年、小峰隆夫『人口負荷社会』日本経済新聞出版社 2010 年、日本財政学会編『少子化時代の政策形成』有斐閣 2006 年他

経済成果の観点から離れて、どのような制度変化が起こるのかを、ここでは考えてみたい。ここでいう制度とは、「ある一定の時空間においてある社会の構成員が共通に持っている認識やものの考え方」をさす。⁸ 具体的には、習慣や慣例や法律などがその具体例といえる。その意味で、これまで定着している制度は人口増加（社会）での制度であった。

したがって、人口減少（社会）では、その制度がどのように変化するのか、そのプロセスを確認する。その場合、制度的調整論（theory of institutional adjustment）の考え方を参考にする。⁹ 制度的調整論とは、従来の制度が新たな制度に変化するプロセスを示したものである。そこには、その制度変化の実行可能性の議論が加わって行くことになる。

フォスターによれば、第一に、経済的社会的状況の変化に対応する形で従来の制度が新たな制度へと変化するプロセスがある。第二に、新たな制度の変化は、その新たな制度変化を意図する人々の共通の認識が拡大することで新たな制度の変化が実現することを示している。そして、第三に、経済社会全体は様々な制度によって構成されており、ひとつの制度の変化がそれ以外の制度全体を変えるほどの変化であれば経済社会は大きな混乱をまねくというものである。

さて、人口増加の状態から人口減少の状態に変化したことで、多くの人々の思考には変化がもたらされる。すなわち、人口増加に基づく思考から人口減少に基づく思考への変化であり、それは制度の変化へとつながっていく。現在なされている一連の子育て支援や少子化対策などの人口減少に伴う様々な施策は人口増加を当然とした、あるいは人口増加を意図した制度の変化の現れとみることができる。

しかし、人口増加（社会）で実現された一定の経済的社会的成果を人口減少（社会）でも維持していこうという形での制度の変化（または制度設計）は、制度調整論の考え方からすれば、それ自体あまり意味をなさない制度の変化と言える。なぜなら、人口増加（社会）で実現可能な経済的社会的成果はあくまで人口増加（社会）だからこそ実現できたものであり、人口減少（社会）というまったく異なる状況下において、その実現を目指すのはそもそもの前提が異なっているからである。

人口減少（社会）における制度の変化や制度設計は、人口増加（社会）で設定された価値基準とは異なる新たな価値基準の下で、行われる必要がある。

これまでの多くの人口減少に関する議論は、人口減少（社会）にあっても、人口増加（社会）で実現された経済的社会的成果を実現しようとするものである。これに対して、制度経済学の観点は、人口減少（社会）での経済的社会的成果とは何か、そして、人口減少（社会）での新たな価値基準は何か、を問うことになる。人口が減少に転じたことで、人口増加（社会）で求められた経済成長や経済発展にみられる経済的社会的な成果としての数量的な充実（物質的豊かさ）ではなく、質的な充実（生活の質の改善）へのシフトがひとつの価値として意味を持つように思われる。そのことは、個人個人の生きがいや働き方などの変化へと繋がっていく。その意味で、人口減少（社会）での人口増加を目指す施策の妥当性は、制度経済学の観点からは積極的な評価は得られないものである。

⁸ 高橋真『制度経済学原理』税務経理協会 2012 年

⁹ Foster, J. Fagg. "Syllabus for Problem of Modern Society : The Theory of Institutional Adjustment", *The Journal of Economic Issues*, Vol.15, No.4, December 1981., Tool, Marc R., *Value Theory and Economic Progress : The Institutional Economics of J. Fagg Foster*, Kluwer Academic Publishers, 2003.

第 2 章 人口減少社会と生の変容（箭内）

－哲学的な観点から－

1 人口減少という不安と負債

前章では、制度経済学の観点から、人口減少社会は、従来とは異なった新たな基準を示す必要があることを述べてきたが、このように新たな基準を示すこと、そして新たな思考の枠組みを提案することは、哲学という学問の場においても同様である。哲学は、爾來人の「不安」とともにあり続け、不安の時代にこそ語ることをやめなかった。そして、現代の時代認識としての人口減少もまた、多分に不安の要素を含んだ現象である。

少子高齢化による人口減少の原因や、それが引き起こす結果については、経済学的、社会学的、そして生物学的な様々な観点から分析されてはいる。そこから労働力の不足、社会保障の負担増大、そしてそれにともない生じる経済成長の鈍化、および地域間格差と家族間格差など多くの「負債」を、人口減少社会は抱えているとされている。そしてまた、この負債が人口減少を助長するといった出口なき不安を人びとに与えてもいる。このように、今日の人口減少社会を出口の見えない混迷した社会として捉え、そこに一種の「危機」を感じ取り、今ある社会が今後も持続することの難しさを指摘することは、幾度も繰り返されてきた。

しかし、人口減少という言葉が不安の概念と相俟って使用されるその根底に、「生産性」の概念が含意されていることもまた否定し難い事実であり、それが、我々の「生」の頸木ともなればヘゲモニーともなりかねないことに留意しなければならない。そのため、本章では、人口減少社会を「生の変容」という側面から批判的に考察することにしたい。¹⁰

2 生産性という桎梏

歴史人口学では、人口増加の原因を、貨幣の流通や生産性の向上に見ている。そのため、この論理にしたがえば、人口減少は必然的に生産性の低下を招くことになる。しかし、このように前提とされているような時代認識を、我々はそのまま受け止めることができるのだろうか。そのようなものは、かえって我々の生に桎梏を与え、生そのものに制限を加えるようなものとはなりはしないだろうか。

人口減少社会の負債ばかりが過度に強調されてしまえば、生産性の概念だけがひとり歩きをし、社会構成のあり方を論じる方法も画一化されてしまう。かりに、その負債に「手を貸す」者がいるとすれば、その者は社会の生産性向上に寄与することなく、負債に苦しむ社会に背を向けていると見なされることにもなりかねない。

しかし、このように偏頗な判断に依拠した社会が、健全であり成熟したものと言えるのだろうか。

哲学の歴史のなかで、「生産性」の概念が「生権力」と結びつき、それがヘゲモニー化していく危険性を指摘したのは、フランスの哲学者ミシェル・フーコーであった。彼によれば、周縁的な者は「理性の他者」として扱われてきた。理性の側から見れば他者であるその者は生産

¹⁰ ここでは、一般に「増田レポート」と呼ばれている一連の報告文書〔増田寛也東京大学大学院客員教授（元岩手県知事・元総務大臣）を座長とした日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した「ストップ少子化・地方元氣戦略」（2014年5月8日）や、氏を中心とし前年雑誌に発表された論文「二〇四〇年、地方消滅。『極点社会』が到来する」（『中央公論』2013年12月号）など〕を考えてみればよい。

性を持ち合わせていない。そのため、通常の領域とされる理性的存在者の枠からは締め出され、「規範」に適わぬ逸脱した者として分離され排除されてきたのであった。このような非生産者には、狂人をはじめとし、働かない人、働く能力がない人、懶惰者、放蕩者、物乞い、貧困者、性病者、同性愛者等が含まれていた。フーコーがここで指摘し糾弾したのは、社会が理性的である者のみを正常として受け入れ、規範にしたがわぬ者を分離し排除しようとする制度そのものであった。その制度とは、時代それぞれの社会の言葉によって分離され、またその時代固有の認識によって排除される「主体」を、社会の外部に位置づけるものであった。かりに、その主体が社会によって承認されたものであったとしても、それはその主体が社会に対し自発的な隷属を強いられるような制度において許される存在なのである。こうして、フーコーは、理性という概念が優位性を持ち、その外部に位置する「理性の他者」を顕にさせたばかりか、一見その理性の内部に属していると思われるあり方さえも、じつは人間の主体性を毀損しかねないことを告発したのである。それはまさに「理性の系譜学」のネガの部分であった。

「時代に固有な認識」は、ときに社会の場で役割の階層化を引き起こし、そこに「統治される主体」を作り出す。そのとき、我々の生は隷属させられ、最終的に社会的な関係の中にその位置を固定させられる。そうすると、本来我々自身が自己のうちに持っていた生き生きとした生の実感は、いわば統治者側に奪い取られてしまい、また自由をみずから棄却し拘束されるよう、「生権力」に絡めとられてしまう。人は、意識するにせよ無意識にせよ統治される主体へと変容させられてしまうのである。

そのため、危惧すべきことは、人口減少に係る言説（人口政策）が批判的に検討されないまま、あたかも一般論として社会の中に受容されてしまうことである。各人が思考し批判するすべを失い、自発的に隷従する社会ほど危険なものはない。それゆえ、人口減少社会の真意を問い質すこの問いかけほど、すぐれて生命倫理的なものはない

また同時に、人口減少社会の負の側面のみが言挙げされ、その社会を「是正しよう」とする言説のみがいたずらに高い位置価値をもつことにも用心しなければならない。そのときその声が強制的な性格を持ってしまえば、連帯を軸としたコミュニティ形成も「教条化」されてしまう。これを考えれば、昨今喧しく論じられている「社会的包摂（インクルーシブ）」という概念も、それが真なる連帯を求めるものであるにせよ、そこには多様な視点が担保されていなければならない。そのためこの問題は、多様性や寛容をも主題化する社会倫理的な課題へと発展することにもなる。

こうして、人口減少社会を生産性という概念をめぐる批判的に検討することによって、「生のデザイン」の是非をめぐる問いが、生命倫理として、また社会倫理として、我々に突きつけられることになる。ならば、我々はこの生のデザインをどのように考えるべきなのか。

3 主体からの「ガバナンス」

人口減少という「縮減社会」（フランツ・グザファー・カウフマン）を、生産性のモデルだけで語ることはもはや十分とは言えない。縮小する社会経済を受け入れる素地は、我々の持っている「生」が統治に絡みとられず、真に個人主体から発するあらたな「力」を持つとき、そしてそれが、多くの声から成る共同体（コミュニティ）とともに創出される時に生まれる。そうすればここに、フーコーの意味合いとは異なった、あらたな個人的な生の力を見て取ることもできる。それは、社会的な構図によって分離されるものでもなければ排除されるものでもな

い、いわゆる社会的公共と接合する領域から生みだされるものである。

そのため、人口減少という主題は、従来、行政や自治体の政策を主たる内容として扱ってきた「ガバメント」からではなく、個人の「生」によりはじまる公共的「ガバナンス」から理解されなければならない。

たしかに、人口減少社会は、就業意識の著しい変容や雇用形態の多様化とともに、ひとり一人のライフコースの変化をもたらし、それにより様々な政策転換を企図することにもなる。ひとり一人の個人的な生活という観点から言えば、あらたなワーク・ライフ・バランスを提案するということになるだろう。また社会的政策の面からは、雇用労働市場の流動性を顧慮しつつ、地域社会が持続可能である施策を求めていくことになるだろう。しかし、それらも踏まえて喫緊の課題となっているものは、今日の人口減少社会に生きる我々の生を、どのようにデザインしていくのかということになる。

そのためには、今までの行政や自治体といった組織に依存する社会の体質を改め、多様な担い手の協働によって社会を構築していく必要がある。重要なのは、加速する人口減少社会から見てきた現状を負債として受け止め、アドホックな政策の実施に終始することではない。むしろ、高度な福祉社会を支える人びとの意識の変化である。自らが帰属する「身近な公共の社会（共同体）」へと積極的にかつ能動的に参加することはもちろんのこと、その帰属する社会が人びとの生の力による分権システムを備えた「ガバナンス」に基づくものであると理解することが重要である。人口減少社会にあえて「対峙」しようとするのであれば、それは、中央政府や公共団体、あるいは特定の営利企業へと権限を集中させることなく、その代わりに我々の生を我々自身がデザインし、我々自身でその力を担うということ、このことに尽きる。¹¹

このような理解が、我々が生きる社会において共有された時、ひとり一人が社会においてどのように生きようとするのかといった倫理的な自己了解も、またその社会（共同体）がどのような将来を描き出すのかといった社会の自己表象も、その時代に固有なものとして再構築されることになる。

第3章 人口減少社会における最期の迎え方（渡邊）

ーコミュニティケアができる地域社会の創出ー

1 はじめに

急速な人口減少は日本社会の存立基盤にかかわる問題であり、今後、少子化の克服や雇用の変革、高齢社会への対応など社会・経済のしくみ自体を変えることが大きな課題となっている。人口減少の第一段階として、75才以上の後期高齢者の増大が挙げられる。後期高齢者の人口に占める割合は2013年に12.3%、2025年には18.1%、2060年には26.9%になると推計され¹²、この超高齢社会をどう迎えるかということが日本社会の大きな課題になる。ここでは、今後、

¹¹ 昨今問題となった、一地方議会内での「セクハラやじ」（2014年6月18日、東京都議会本会議）は、この国においては、「生産能力」が「他者」を判断する際に重要な根拠となっているということを裏付けた。これは、いまだこの国の社会に生産性の「神話」が根強く残っていることの証左である。そのため、ここで指摘しておかなければならないのは、その責めを一個人に帰することでもなければ、発言自体の愚かさでもない。むしろ、その発言自体を生み出す社会の未熟さなのである。

¹² 内閣府 HP『平成26年版高齢社会白書』p.5.

増大していく後期高齢者が「どう生き、どう最期を迎えるか」という視点から家族と地域の変化を考察していく。

「どのように最期を迎えるか」ということについては、1980年代から人々の関心事となり、全国に「生と死を考える会」が誕生し、尊厳死という言葉が浸透してきた。日本尊厳死協会では、「自分の命が不治かつ末期であれば、延命措置を施さないでほしい」という「尊厳死の宣言（リビング・ウィル）」を発行・保管することによって、「自然死」や「平穏死」を望む方々をサポートしている。¹³

『平成26年版高齢社会白書』によると、「治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか」という質問に対し、「自宅」との回答が54.6%、次いで「病院などの医療施設」が27.7%となっている¹⁴。また、「延命治療に対する考え方」についても「自然に任せてほしい」との回答が9割を占めている。その一方で、実際に「亡くなる場所」は『人口動態統計』によると、「病院」が76.3%、「自宅」が12.8%となっている¹⁵。これは、高齢者の多くが「自宅で、延命のみを目的とした医療は行わず、自然にまかせた死を望む」一方で、「病院で最期を迎える」人が圧倒的に多い、すなわち、自分が望む最期を送ることができない人が多いということを示している。

2 介護者の実態

このギャップを埋め、国民のニーズを満たす社会を形成するためには、介護の担い手について考える必要があるだろう。日本の高齢者介護は、同居の家族介護者がいることを前提として組み立てられてきたが、高齢者の子供との同居率をみると¹⁶、1980年にはほぼ69.0%であったものが、1999年に50%を割り、2011年には42.2%となっており、子どもとの同居の割合は大幅に減少している。一方で、「一人暮らし世帯」または「夫婦のみの世帯」は大幅に増加しており、1980年に28.1%であったものが、2011年には54.0%まで増加しており、高齢者のみの世帯が増えてきていることが分かる。このような高齢者世帯の現状における介護の担い手は、依然として「家族」であり、6割以上が同居介護者である。その内訳は、配偶者（26.2%）、子（21.8%）、子の配偶者（11.2%）、同居の家族以外では「別居の家族等」（9.6%）、事業者（14.8%）となっている。¹⁷

また、介護保険法で要介護認定された人と同居介護者が共に65才以上の高齢者である「老老介護」世帯は51.2%となっている。¹⁸「老老介護」は介護者の負担が大きく、介護疲れから無理心中や孤立死を起こすケースもある。また、「介護離職者」や「介護しながら働いている人」における負担も大きく、介護者と被介護者の共倒れのリスクを回避するためにも、介護が多元的に提供される社会の形成が必要になってくる。

¹³ 「一般財団法人日本尊厳死協会」HPより抜粋

¹⁴ 内閣府HP『平成26年版高齢社会白書』pp.28-30.

¹⁵ 総務省統計局HP『人口動態統計 2012』

¹⁶ 内閣府HP『平成26年版高齢社会白書』p.14.

¹⁷ 総務省統計局HP『平成25年国民生活基礎調査の概況』p.32.

¹⁸ 総務省統計局HP『平成25年国民生活基礎調査の概況』p.33.

3 福祉多元社会

上野千鶴子は『ケアの社会学』において、「家族介護が自明でも自然でもなく、かつ望ましいわけでもない」¹⁹と指摘し、福祉多元社会論の視点から介護費用負担の最適混合を導き出した。ここでは、上野による介護負担の新しい枠組みをみていくことにしよう。

上野は福祉多元社会をそのアクター種別によって、①官セクター（国家）、②民セクター（市場）、③協セクター（市民社会）、④私セクター（家族）の四つの領域に分けられるとし、この四つのセクターが補完し合ってその役割を果たす必要があるという考えが多元福祉社会論であると述べている。²⁰ここで、上野千鶴子が注目しているのが「協セクター」である。その理由は、家族、市場、国家の近代トリオが躍起になって解体しようとしたものがコミュニティだったからであり、「市民社会」と呼ばれる領域はこれまでつねに、この近代トリオの「残余部分」でしかなかったからであると述べている。²¹そして、上野はその「残余部分」に従来と異なる新しい共同性、すなわち、自助でもなく公助でもない「共助」が生まれつつあると指摘している。²²ここで挙げられている「共助」は、旧来の「義理」で縛られた共同体の復権ではなく、個人の自由意思によって支えあう新しいコミュニティの形成を意味していると捉えることができる。

上野は、この四元モデルの検討から福祉多元社会の「最適混合」についての現時点での最適解として、①私的セクターにおける選択の自由、②ケアの社会化については市場化オプションを避けることが望ましい、③ケア費用については国家化、④ケア労働については協セクターへの分配、の四つを主張した。²³

4 コミュニティケアができる地域社会の創出

福祉多元社会においては、国家、市場、市民社会、家族のそれぞれが代替不可能な役割を果たすことによって、新しい公共性を生み出すことになる。ここでは、コミュニティケアができる地域社会はどのように創出することができるかという点についてみていこう。

1990年に『病院で死ぬということ』を著した山崎章郎（医師）は病院で迎える死について問題提起をし、ホスピスケアに従事した後、東京都小平市で「在宅療養支援診療所 ケアタウン小平クリニック」を運営している。このクリニックは、「ホスピス緩和ケア」を地域の中で提供することを目的として、「訪問介護ステーション」や「ケアマネージャー」の事業所などとチームを組み、住み慣れた地域の中の、住み慣れた住まいで、最期まで療養を続けたいと願う人が、在宅で安心して最期まで療養ができるように取り組んでいる²⁴。

ここで注目すべき点は、「ケアタウン小平チーム」という存在である。人が最期を迎えるためには24時間型対応在宅療養支援診療所だけでは十分ではない。そこで、「NPO法人 コミュニティケアリンク東京」による24時間対応訪問看護ステーション、デイサービスセンター、子育て支援、ボランティア育成、アロママッサージ、豊かな庭づくり等の事業活動とケアタウン

¹⁹ 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年、p.217.

²⁰ 上野千鶴子、前掲書、pp.218-219.

²¹ 上野千鶴子、前掲書、p.14.

²² 上野千鶴子、前掲書、p.14.

²³ 上野千鶴子。前掲書、p.237.

²⁴ 「在宅療養支援診療所 ケアタウン小平クリニック」HP参照

ン小平クリニックが連携して最期まで安心して暮らし続けられる地域社会の創出をサポートしている。²⁵

このチームを支えている柱のひとつがボランティアである。山崎章郎は、ボランティアがケアの力をつけていくことによって、在宅療養が困難になっている人の介護の隙間を埋められるかもしれないと考えている。ケアタウン小平ではボランティア育成事業を行い、在宅療養やサービスなどにおいて、ボランティアを重要なアクターとして位置づけている。さらに、ケアタウン小平を特徴づけているのは、サポートエリアを半径3kmと限定している点である。限定することにより、その地域の中に在宅療養を経験した遺族が毎年増え、その人たちがボランティアにも参加し、価値観を共有する人たちによるネットワークが生まれてくる。²⁶ 家族や個人を優先し、市場に価値をおいた社会において失ってきたものを、自分たちの地域に取り戻す求心力がそこにはある。

5 新しい共同性の誕生

自助でも、公助でもない「共助」の実現には、いくつかのポイントがある。「NPO 法人在宅緩和ケア支援センター虹」代表理事である中山康子は、「在宅ケアに関する今後の提案」として次の三つを挙げている。²⁷ まず、1点目は「ボランティアで定期的に介護の現場に入り、自分の目で自分の未来を考えるきっかけを一人ひとりが持つこと」である。ボランティアとして、在宅で介護を受けている方やその家族に寄り添うことで、自分自身がどのような生き方をしたいか、どのような最期を迎えたいかということを考え、「そうあってほしい社会」を自らの力で創りだしていくことにつながるのである。

2点目は「自分の暮らしのネットワークを自分で作ること」である。「そうあってほしい社会」は一人で創ることはできない。中山康子は「元気な時から価値観を共有できるつながりを創り、支えあうことができれば、老後、あるいは病気になった時の暮らしの質は維持できる可能性がある」と述べている。また、山崎章郎と同様に「気心の知れた人々とのつながりを自分の身近に創っておくこと」の重要性を指摘した。

3点目は、「大人になっても学び続ける環境に自己を置くこと」である。これからの超高齢社会では、価値観が大きく転換し、新しい枠組みが構築されていだろう。その際、私たちに求められるのは学び続け、状況を把握し、総合的に応用していく力である。中山康子は、「大人の学びは集いの中で互いに学び合う、ゴールのないプロセスなのだ」と述べている。中山康子のこの三つの提案は、新しい共同性を実現するための第一歩として位置づけていだろう。

地域社会の中で、最期まで安心して暮らし続けることができるためには、様々なアクターが介護に関わり、それぞれの役割を果たし、補完し合うことが求められる。また、介護をサポートするボランティアに関わることで、「共助」という新しい共同性を生み出し、これから訪れる人口減少時代における支え合いの社会の実現に寄与していくと考えられる。

²⁵ 「NPO 法人 コミュニティケアリンク東京」HP 参照

²⁶ 山崎章郎・二ノ坂保喜『病院で死ぬのはもったいない』春秋社、2012年、pp.101-102.

²⁷ 中山康子、尚綱学院大学市民大学講座「転ばぬ先の杖さがし2013」配布資料参照

第4章 高齢者の経済的自立（栗原） －居住資産活用を中心に－

1 人口減少と高齢者の経済的自立

人口の減少と高齢化は、労働力不足、生産・サービス供給力の低下を引き起こし、経済成長を鈍化させる。これは高齢者世代を支えるべき子世代の所得の伸び悩みとなって、老親扶養の経済的不安につながっていく。したがって、今後は、退職後の長い高齢期を高齢者が子世代に頼ることなく、自立した生活をする方策を考えておかねばならない。つまり、人口減少社会においては、高齢者自身の自立的、自衛的、自助的ライフスタイルを構築していくことが、社会そのものから要請されるのである。

一方、昨今、65歳以上の高齢者世帯の持家率は80パーセントを超えており、また当該持家に住み続けたいという希望も多い。そこで、家計の最大資産「持家」を、老後の生活資金に転換できる仕組み、換言すれば、高齢者の「居住資産の現金化」を実現することが高齢者の経済的自立・自衛・自助に資すると思われる。つまり、高齢者の持家を、「相続財産」ではなく、一代限りの「償却資産」として考えるのである。このように、高齢者が所有する不動産を適切に管理し、資産として活用することは、子世代の負担増や、現在見直しを迫られている公的年金制度等への不安を解消する一助になるのではないか。そこで、本稿では、これからの「人口減少社会」において、人口は減少していくという状況があるがままに受け入れた上で、我々が豊かに生きていくための資産活用の方途の1つとして、高齢者の居住資産活用制度の検討を試みる。

2 高齢者の居住資産活用のための契約方式

1) リバースモーゲージ

高齢者の居住資産の活用方法としては、わが国では、公的機関や民間金融機関等により、すでに、「リバースモーゲージ（reverse mortgage）」が実践されている。リバースモーゲージとは、居住用不動産を担保として融資を受け、借入人の死亡時にその資産を売却して融資金を一括返済する制度である。当該居住用不動産を担保とする融資契約であるため、不動産の所有権自体は移転しない。この制度の利用には、①融資された元金を生存中に返済する義務がなく返済で生活が圧迫されない（元利一括返済方式なら利息の返済もしない）、②融資後も、そのまま自宅に住み続けることができる（これは配偶者も同様。ただし、同居の子ども等は認められない）といった利点がある。現在、自治体や厚労省の実施する公的リバースモーゲージと金融機関や住宅メーカーが商品化した民間のリバースモーゲージがある。リバースモーゲージによる終身定期金は融資金であり、いわば「負債」であるが、民間のリバースモーゲージの場合には連帯保証人が不要な場合も多い。

しかしながら、この制度は、あまり利用者がひろがっていないのが現状である。リバースモーゲージが必然的に抱える、「担保価値の下落リスク」、「金利変動リスク」、「長命リスク」といった、いわゆる「三大リスク」が利用の大きな阻害要因になるからである。これらのリスクは、とりわけ民間リバースモーゲージの場合には、融資の打ち切りなど、借入人が負担することが多い。これに対して、アメリカのリバースモーゲージでは、公的な保険制度が整備されており、担保割れ等のリスクは軽減されている。また、わが国は、家屋にほとんど資産価値が

ないため、リバースモーゲージの対象となる資産は土地のみのことが多い（一部大都市に限っては、分譲マンションも対象となる場合もある）。さらに、相続人の問題もある。推定相続人にとっては、被相続人のリバースモーゲージ利用により、相続財産が減少することになる。したがって、通常、リバースモーゲージ利用には、相続人の同意書が必要だが、これに同意しない場合もある。とりわけ、厚労省管轄のリバースモーゲージの場合、相続人を連帯保証人にするため、理解を得るのがより困難となる。また、不動産を処分して一括返済する段になって、相続人から、遺留分減殺請求がなされた場合、貸付側がどのような対応をすればよいか、現行法上、確立した手段はない。

加えて高齢者が相手なので、リバースモーゲージの利用に当たっては、十分な説明義務がつけられるべきである。実は、一口にリバースモーゲージといっても、さまざまな資金調達方式（法律構成）があり複雑である。とりわけ、信託設定方式になると、信託制度の判かりにくさもあり、利用者には理解しがたい

2) ビアジェ

高齢者の居住用資産の活用制度として、次に、フランスに普及する「ビアジェ」を紹介する。これは、不動産ビアジェ (viager immobilier) とも称するが、フランスにおいて古くから用いられる終身定期金契約であり、民法典にも規定される典型契約の1つである（仏民1968条以下参照）。

ビアジェは、高齢者等がその居住用不動産を売却するが、その代価は売主が死亡するまで定期的に支払い続けられる制度である。リバースモーゲージが融資契約であるのに対し、ビアジェは当該不動産の売買契約であり、不動産の所有権は買主に移転する。ゆえに、その終身定期金は、売主の「所得」である。契約内容にもよるが、当該不動産に用益権を設定して売主自身が住まい続けることも可能である。たとえば、ここに評価額1000万円の不動産が有る。この不動産をAがBから買い受けるが、その代金は、Aが死ぬまで、毎月10万円支払い続けるということにする。当該不動産の引渡しは、Aの死亡時ということにする。Aが契約後、3年で亡くなった場合、Bは当該不動産を360万で手に入れられる。しかし、Aが契約後10年で亡くなった場合、Bは1200万円支払わなければならない。売主は、生きている限り、定期的に定額の金銭を受け続けることができるし、買主は売主が生きている限り年金を支払い続けなければならないが、売主が予測より早く死ねば予定していた額よりも安く購入できる。このように、ビアジェは、支払期限や支払額が契約時に確定せず、売主の生死という予測不能な要素があるため、射倖性の強い制度である。したがって、フランスでもビアジェの契約件数は年に5000件ほどで、これは不動産取引全体の1パーセントにすぎない。

3) わが国における終身定期金契約

終身定期金契約とは、当事者の一方、他方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭、その他を相手方又は第三者（債権者）に給付する義務を当事者の一方（債務者）が負う契約であり、わが国の民法689条以下で規定される典型契約の1つである。民法起草者は、我が国では、終身定期金契約はほとんど利用されていないが、欧米では頻繁に行われている契約であり、今後、我が国も近代化し、個人独立の風潮が強まるだろうことから、老後の生計のためにこのような契約が必要になると思われると述べて、この契約をわが民法典に起草したようである。しかし、我が国では、終身定期金契約は現在に至るまで、ほとんど利用されることはなかった。その理由としては、前記「ビアジェ」同様の射倖性への忌避、また「家」財産を他人に譲渡すること

への抵抗があったと思われるが、何よりも、我が国では、公的年金等の各種社会保障制度によって代替されていることがあるだろう。

しかしながら、終身定期金契約は、わが国でもまったく利用が無いわけではない。大判昭和 3 年 2 月 17 日（民集 7 卷 76 頁）は、国債や株を贈与して、その利息や配当を、授与者が受領するつど、贈与者の生存中はこれを給付するという契約が、終身定期金契約とされた。本件は、いわば、定期金の原資が先渡しされていた場合と言える。

現在、法務省において債権関係諸規定の見直しが検討されており、終身定期金契約の現行規定も例外ではない。削除すべきとの見解もある一方、終身性や射倖性という特質を踏まえた見直しも提案されている。

私見も、わが国ではほとんど使われてないこの終身定期金契約のあり方を見直して、高齢者の居住資産の現金化のために制度設計できないだろうかと考えている。つまり、不動産売買契約との混合契約として整備することとで、「居住資産の現金化」制度の 1 つとして活用するのである。確かに、終身定期金契約には、いまだ射倖性という問題点も残るが、保険契約の諸制度を参考に、射倖性緩和を講じることは不可能ではないと考える。

3 結び

もちろん、これらの制度によってすべての高齢者に対して経済的自立、自衛、自助が望めるわけではない。あくまで、「不動産を有する」という大前提はある。だが、いわゆる「House Rich Cash Poor」と呼ばれる、所得や貯蓄は少ないが資産価値ある居住用不動産を持つ高齢者の経済的自立には有効である。また、高齢者が長年住み慣れた住居に住み続けながら、古い、死を迎えることは、高齢者の「QOL」にもつながるとの評価もあり、自身で築きあげた資産を主体的に処分することで高齢者の尊厳を守ることにもなると考えられている。

人口減少社会において、現行のリバースモーゲージ終身定期金契約を、どのように制度設計していくのが妥当なのか、今後の検討課題である。²⁸

第 5 章 イノベーションの新次元と製造業のサービス化（張）

1 人口減少が企業経営にもたらす課題

日本の人口は高齢化し、少子化するなかで減少している²⁹。人口減少が本格化しているいま、

²⁸ 本章執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

倉田剛『居住福祉をデザインする－民間制度リバースモーゲージの可能性－』ミネルヴァ書房（2012 年）

谷口聡「わが国におけるリバースモーゲージの展開」『産業研究』45 卷 1 号（2009 年）30 頁

山北英仁「リバースモーゲージの現状と課題」『月報司法書士』472 号（2011 年）25 頁

太矢一彦「フランスにおける不動産ピアジェ（一）～（三・完）」『東洋法学』53 卷 1 号（2009 年）171

頁、2 号（2009 年）245 頁、3 号（2010 年）267 頁

吉井啓子「高齢者の住居と終身定期金契約」『高齢社会における法的諸問題』（須永醇先生傘寿記念論文集）酒井書店（2010 年）225 頁

小野秀誠「虚無の所有権、終身年金、保険売買と射幸契約」『取引法の変容と新たな展開』（川井健先生傘寿記念論文集）日本評論社（2007 年）133 頁

²⁹ 総務省が 2014 年 4 月に公表した人口推計によると、日本の総人口は前年に比べて 21 万 7 千人減で 1 億 2729 万 8 千人となり、65 歳以上の老年人口の割合が 25% を超えた。また、国立社会保障・人口問題研究所が 2012 年 1 月に公表した人口推計データによると、2060 年には日本の総人口が 8674 万人になり、少子高齢化が急速に進行している。

企業はどのような影響を受けるか、それにどう対応すべきなのだろうか。

近年、日本の経済成長率が低下するようになった背景には、少子高齢化による労働力人口の減少、企業の国内投資の停滞による生産性上昇の鈍化など、供給能力の伸び悩みがあるのと同時に、これらと関連した内需の低迷があったことは言うまでもない。人口減少下での企業戦略に関する論争は、需要供給の両面において繰り広げられてきた。需要面においては、人口構造の変化（少子高齢化・人口減少）に対応してシニア・マーケットへとシフトする必要性、高付加価値製品による需要創出、有望視される新興経済国市場を取り込むこと、などがあげられる。一方、供給の面においては、生産性の向上、女性・高齢者・外国人など多様な労働力の活用、さらに海外生産拡大などがあげられる。

国内マーケット（内需）の拡大が見込みにくい中、急速にプレゼンスを増す新興経済国に注目が集まっている。しかし、新興国では独特のビジネス環境が形成されている。その事業環境とは、労働力は潤沢で安価だが多くが非熟練で、インフラは最先端からほど遠く、規制・制度などは突然変わる可能性があり、政治情勢は常に不安定である、というものである。もっとも、2011年以降、中国、ブラジルを含む新興経済国における成長率が鈍化してきており、その高成長を疑問視する声が上がっていることも事実である。

供給の面の問題も重要であることは言うまでもないが、政府の制度設計によるところが大きいため、その議論については別の機会に譲ることとする。ここでは、需要の面における新興経済国市場の取り込みと高付加価値製品による需要創出についてその方向性を検討してみたい。

2 リバース・イノベーションとサービス・ドミナント・ロジック

日本企業の新興国における事業戦略の展開、製造業企業の新たな成長の源泉として製造業のサービス化（Servitization of Manufacturing）について考察することとする。その際の視点としてリバース・イノベーション（Reverse Innovation）とサービス・ドミナント・ロジック（Service Dominant Logic, S-D ロジック）を中心に議論を進めていく。

1) リバース・イノベーション

リバース・イノベーションとは、簡潔に言うと、新興国発のイノベーションである。性能が最小限に抑えられ、極めてシンプルで低価格の製品だが、新興国のみならず、先進国でもマーケットの拡大が期待できることを指す。リバース・イノベーションが機能する要件として、ゴビンダラジャンとクリス（2012）では、以下の点が強調されている。①新興国市場に関する認識を高め、専門性の高い経営陣を配置すること、②成功体験を捨てて、ゼロ・ベースで製品開発を行うこと、③チーム結成は新会社設立と同様に行うこと。また、「リバース・イノベーションにとっての最大のハードルは、科学的なものでも、技術面でも、予算でもない。経営者や組織である」とも指摘している。³⁰

企業組織については、環境変化に柔軟かつ迅速に対応できるものでなければならない。日本企業は選択と集中については認識しているが、撤退の判断が遅れ、さまざまな問題を抱え、損失を拡大させていくケースが少なくない。とりわけ企業規模が大きいほど、決断が遅れがちとなる。迅速な意思決定ができ、スピード感のある経営ができるような企業組織を構築することが、何よりも重要であるといえよう。

³⁰ Govindarajan, Vijay and Chris Trimble (2012), *Reverse Innovation*, Harvard Business Review Press (渡部典子訳『リバース・イノベーション』ダイヤモンド社)

新興経済国中心時代のイノベーションの在り方について、医療機器分野において GE が行った製品開発はイノベーションの新次元といえよう。

2005 年までに、GE はほかの先進国の多国籍企業と同様に、先進国向けに開発された製品にマイナーチェンジを加えて新興国用にカスタマイズするグローカリゼーション戦略（グローバル化とローカリゼーションの造語）を展開していた。しかしマイナーチェンジとはいえ、ハイエンド製品をプレミアム価格で販売するのは簡単なことではない。問題は価格だけではない。電力不安定や設置場所の制約などの劣悪な環境下でうまく作動するような製品ではなかったからだ。そこで、インドのインフラ事業および国民所得の水準など、現地のマーケットの特徴をしっかりと認識したうえで、ゼロ・ベース思考で製品開発に取り組み始めた。その結果、十分な品質を保ちながら、小型・軽量化を実現し、価格が従来型機の 3 分の 1 の携帯型心電計〈MAC400〉がインド市場で圧倒的な地歩を築くことができたのである。「インドで、インドのための製品」はインド特有の条件下で研究開発されたが、現在欧米・日本を含む 60 ヶ国以上で販売されている。

新興国で開発された製品が先進国に逆上陸し、“先進国発グローバルヒット商品”から“新興国発グローバルヒット商品”へと破壊的イノベーションを成し遂げたビジネスモデルが、リバース・イノベーションである。

2) サービス・ドミナント・ロジック

サービス・ドミナント・ロジックの主張を要約すると、企業は単に消費者に適応するだけでなく、消費者と共創していく役割を担っており、消費者は単なる商品やサービスの受け手・買い手ではなく、それらの価値を実現させる最終段階にいる共創者 (co-creator of value) である。企業のすべての事業活動をサービスと捉え、モノとサービスの融合により、企業と消費者の相互作用を通じて新しい価値を創造する論理である。従来の製品中心のマーケティング (Goods-Dominant Logic) とはマインドセットが異なり、財からサービスにその焦点を転換している。

今日、多くの製品マーケットにおいて、企業が物的製品のみでの提供で事業を持続させることはできなくなっている。また、プロダクト・イノベーションを通じて開発したコア製品に補助サービスを加えることで競争に勝ち抜くことさえも困難になってきている。あらゆる企業が、「サービス競争」に直面している。企業はサービス提供を通じて競争するのであって、単一の物的製品や製品に付加されるサービスによってではない³¹。このサービスは、顧客にとっての価値創造であり、顧客との価値共創活動およびそのプロセスのコア・ソリューションとして考えられる。トゥボール (2006) は、企業の事業活動を表舞台のサービスと裏舞台のモノづくりに分けている。それに従えば、ありとあらゆる企業はサービスとかわかっており、サービスの比重が大きい小さいかだけが違いなのである³²。モノづくりでは製品の質と規模の経済性が

³¹ マーケティングの大家フィリップ・コトラーが指摘しているように、消費者はボディ・ソープを買うのではなく、清潔感、肌ケア、良い香りといったサービスを買うのである。(Lushch, Robert and Stephen L. Vargo (eds.), (2006) *The Service-Dominant Logic of Marketing: Dialog, Debate, and Directions*, M.E. Sharpe. p320)

³² この観点は、マーケティングの第一人者であるセオドア・レビットが 1972 年に提起した見解に負うところが大きい。(Teboul, James (2006), *Service is Front Stage*, Macmillan Publishers Limited. (有賀裕子訳『サービス・ストラテジー』ファーストプレス) (Theodore Levitt (1972) "Production-line Approach to Service", Harvard Business Review, Sept/Oct.)

重視され、大量生産・大量販売を通じてコスト削減・収益確保を図ろうとする。サービスではソリューションと顧客経験が重視され、問題解決・需要創造型のビジネスモデルのイノベーションによって、顧客に価値を提供する。顧客はサービスを実現するために欠かせない存在であり、民主化するイノベーションの時代³³における消費者参加型プロダクト・イノベーションに重要な役割を果たす。

プラハラード（2008）が指摘しているように、「モノを売る”から”サービスを売る”へと企業の発想が変わってきている。サービスを提供するうえでモノ、つまり製品が欠かせないが、価値を生み出すのはあくまでもサービスである」³⁴。

モノ中心（G-D ロジック）のイノベーションは、プロダクト・イノベーションないしプロセス・イノベーションになるが、サービス中心（S-D ロジック）のイノベーションは、ビジネスモデルの構築から着手しなければならない。また、前者のイノベーションは自前主義に深く陥ってしまう（Not Invented Here syndrome）ため、収益性の低迷が続く。後者のイノベーションはサービスを通じて「個客経験」の共創を実現するうえで、さまざまな事業パートナーと協力関係を築く必要がある。オープン志向で、ユーザー参加型のビジネスエコシステム構築を通して、顧客に認められるような高付加価値な製品を提供することが期待できるだろう。

3 結び

人口減少時代の企業を取り巻く環境のリスクを見ると、まず、事業展開に関する不確実性がますます強まることであろう。消費財はすでにかかなりの程度充足されており、今後は新規需要より、顧客の個性や心理状態に強く影響される買換え需要が中心となる。また、グローバル化と情報通信技術の発達によって製品のライフサイクルが格段に短くなっている。こうした状況下では、物的製品のみでの差別化が困難になり、従来型の製品開発－生産者主導 R&D では消費者のニーズを満たすことはできない。消費需要が“量”的に減少に転じるなか、企業は事業構造の転換および需要創出の視点から、顧客との価値共創によるサービス（ここでは経験価値・感動といった価値提供をさす）という“質”的向上をはからなければならない。製造業のサービス化は、内需の掘り起こしにしても、海外市場進出にしても今後ますますその重要性が増すものと考えられる。

終章 人口減少時代を問う

人口減少というわれわれがこれまで経験してこなかった時代に入った。そこでは、われわれ

³³ 「イノベーションの民主化」研究の第一人者である Eric von Hippel は、「顧客の声、顧客の視点」から製品開発を行ない、マーケティング戦略を展開するという教科書的な信条に抗して新たな論理を提起した。大量生産・大量販売の時代においては生産者主導のイノベーションが有効であったが、情報通信技術の発達により誰もが瞬時に情報を入手できるようになった今は、消費者を巻き込んだユーザー主導のイノベーションが、製品ライフサイクルの短縮化や個客ニーズに対応する有効な手段となりうる（Von Hippel E. (2005), *Democratizing Innovation*, The MIT Press（サイコム・インターナショナル監訳『民主化するイノベーションの時代－メーカー主導からの脱皮－』ファーストプレス）。

³⁴ Prahalad, C. K. and M. S. Krishnan (2008) *The New Age of Innovation*, McGraw-Hill Companies, Inc.（有賀裕子訳『イノベーションの新時代』日本経済新聞出版社）

の思考や価値の転換が求められるとともに、人口減少に対応した施策と新たな展開が求められる。

本稿の各章で展開された議論は、これらの間に対する社会科学の諸分野からのひとつの方向性と課題を提起するものとなった。本稿における議論から、経済社会の大きな転換点を過ぎた今日、過去の経済社会の価値観や制度や施策から脱却し、新たなステージに踏み出しつつある現状も見えてきている。

本稿は人口減少に関する各担当者のさらなる研究の進化を求めるとともに、研究課題をも示している。

とはいえ、本稿は総合科学研究所の学際的共同研究の試みとして一定の成果を果たすことができたものとする。

本稿の担当は以下のとおりである。はじめに、第 1 章、そして終章は高橋真が担当し、第 2 章は箭内任、第 3 章は渡邊千恵子、第 4 章は栗原由紀子、第 5 章張涛がそれぞれ担当執筆した。